〔日本書紀二十二推古〕十六年六月丙辰、是日、以飾船三十艘、迎客等于江口、安置新館、於是以中臣宮地連烏摩呂、大河内直糠手、船史王平、爲掌客、

〔古事記傳七〕凡河内國造、卽河内國なり、和名抄に河内加不知とあり、加波宇知の波宇を切めて布なり、今加波知といふは訛なり、凡は書紀安閑卷推古卷などに、大河内とも書て、大の意なり、名義は、倭の京にて、山代大河淀河なりの此方にある國なればなり、本は大河内と云しを、諸國名必二字に定められしより、大をば除つらむ、さて大とかゝずて、凡と書は、意富と云へで意布志といひならへる故なるべし、凡の假字は、和名抄に鄉名丹波國加佐郡に、凡海を於布之安萬とあるに依べし、

〔倭訓栞前編六〕かふち　河内をよめり、ばう反ふ也、もと凡河内といふ國に名げしは大河西北に在をもて名く、皇都の大和にありしよりいへり、今かはちといふ、萬葉集には、川の行廻れる所をいへり、今も村里の名に呼もの是也、瀧津河内は吉野也、

〔諸國名義考上畿内〕河内

和名抄に、河内加不知國府在志紀郡、古事記及國造本紀には大河内とあり、姓氏錄には凡河内といふ氏もあり、名義は古事記傳に倭の京にて山城の大川の此方にある國なればなり、もとは大河内と云しを、諸國の名必二字に定られしより、大をば除きつらむ云々とあり、この意なるべし、萬葉集に瀧津河内云々とよめるも、川のこなたをいふなるべし、河内志に、以皇都在和州、大河繞州西北故名、とある大河も、山城の淀川なるべし、日本書紀仁德天皇十一年の紀に、河内國茨田堤を造られしこと見えて、延喜神名式に、河内國茨田郡堤根神社などあり、姓氏錄河内皇別に、茨田宿禰、彥八井耳命之後、男野見宿禰、仁德天皇御代造茨田堤、又仁明天皇嘉祥元年、令築茨田堤とあり、さて畿内志に、長柄川清河第二支上古水道、唯是一川橫流不一、仁德天皇疏導堀江、延曆中通三國川、然猶汎濫不已、疏柴島北故水道漏水勢于三國川、名曰中津川、今二重堤卽此、後浚名柄川、塞此水路、童謠